

議案第122号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立中学校（以下「本件中学校」という。）に在籍していた申立人らの子（以下「当該生徒」という。）は、平成28年(2016年)12月8日、自宅マンション別棟の4階付近から転落し、死亡した。当該生徒は、本件中学校2年生の9月末頃ないし10月初め頃から、学級内及び当該生徒が所属していた部活動内においていじめに遭い、少なくとも25件のいじめが当該生徒に対して行われていた。

本件中学校及び関係教職員は、当該生徒の心身に苦痛を生じさせるいじめが行われていることを具体的に認識し、あるいは認識することができる状況にあったことから、学校側には当該生徒の生命侵害によって生じた損害について国家賠償法上、これを賠償すべき責任があると解するのが相当であり、相当内容の調停を求めるとして、令和6年3月27日付けで、申立人らは本市を相手方として大阪簡易裁判所に民事調停を申し立てた。

今般、大阪簡易裁判所より調停案が示されたことを受け、また、市としても、本件事案を契機として、いじめ問題の再発防止や学校の風土改革に関する取組を積極的に推進し、今後も本件の教訓を決して風化させず取組を継続することとしていることを踏まえ、本件調停案を受け入れて、和解しようとするものである。

議案第123号

和解することについて

事件の概要

原告と被告は、オープンシールド工法という特殊技術を用いて施工することを前提に、令和3年(2021年)7月30日付けで荒神川・都市基盤河川改修事業河川改修工事(以下「本件工事」という。)に係る工事請負契約(以下「本件契約」という。)を締結した。本件契約締結後、設計変更を行う必要が生じたため、被告は原告から見積もりを徴収し、令和4年(2022年)3月31日付けで工事請負変更契約(以下「本件変更契約」という。)を行った。

原告は、本件工事を竣工するまでの間、現場の状況に合わせ、被告と協議を行うなどした上で、本件変更契約の内容に含まれていない追加工事(以下「本件追加工事」という。)も適宜行ったが、被告は、原告がオープンシールド工法に係る工事部分について安価な方法で施工していたことを理由に、本件追加工事にかかった費用を加味しても本件変更契約の金額の範囲内の工事内容であったとして、本件変更契約どおりの1億4,997万7,300円の請負代金を支払った。そこで、768万8,700円の未払があるとして、原告は被告に対し追加で請負代金の支払を求め、令和5年(2023年)6月9日付けで神戸地方裁判所に訴訟を提起した。その後、訴えの変更申立てにより、請求金額は879万3,289円に修正された。

今般、訴訟における裁判所からの和解勧告の結果、被告が原告に対し、解決金として866万138円を支払うことで和解しようとするものである。